

令和8年度「埼玉県議会だより」点字版制作及び配布業務委託仕様書

1 規格

B5判 冊子点字版

2 発行回数

年4回（2月、6月、9月、12月定例会分）

「埼玉県議会だより（8ページ物）」の点字版・・・1回

「埼玉県議会だより（4ページ物）」の点字版・・・3回

3 ページ数（見込み）

「埼玉県議会だより（8ページ物）」の点字版・・・100ページ

「埼玉県議会だより（4ページ物）」の点字版・・・52ページ

※令和7年度の状況

181号（8ページ物）・・・99ページ

182号（4ページ物）・・・52ページ

183号（4ページ物）・・・51ページ

184号（4ページ物）・・・51ページ

4 発行部数（予定）

※令和7年度の状況

181号・・・333部

182号・・・329部

183号・・・328部

184号・・・323部

平均 328.25部

5 発行日（発送完了日）

県が指定する日

※令和7年度の状況

181号・・・令和7年 5月 14日

182号・・・令和7年 8月 18日

183号・・・令和7年12月 1日

184号・・・令和8年 2月 10日

6 点字版の制作及び配布

- (1) 原稿は、「埼玉県議会だより」発行日の8日前（土曜日、日曜日及び祝日を含む）までに送付する。令和8年度の1回目の「埼玉県議会だより」の発行は令和8年4月25日(土)を予定している。
- (2) 作成については、元原稿を基本とし、必要に応じて校正等を行い、点字版を作成する。
- (3) 校正を行う際には、確認するためひらがな等に変換したもの（墨字）を提出すること。

- (4) 点字版は、2か所を留め具で固定し、見開きがしやすいよう制作する。
- (5) 作成した点字版は、名簿に基づいて県が指定する日までに発送するものとする。
- (6) 送付先名簿は、県議会事務局政策調査課が作成する。

7 完了報告書

受託者は、発行後速やかに当該発行業務の結果の概要を記した書面を添えて、県議会事務局政策調査課に完了報告をするものとする。